

令和4年度 金沢市スポーツ少年団登録について

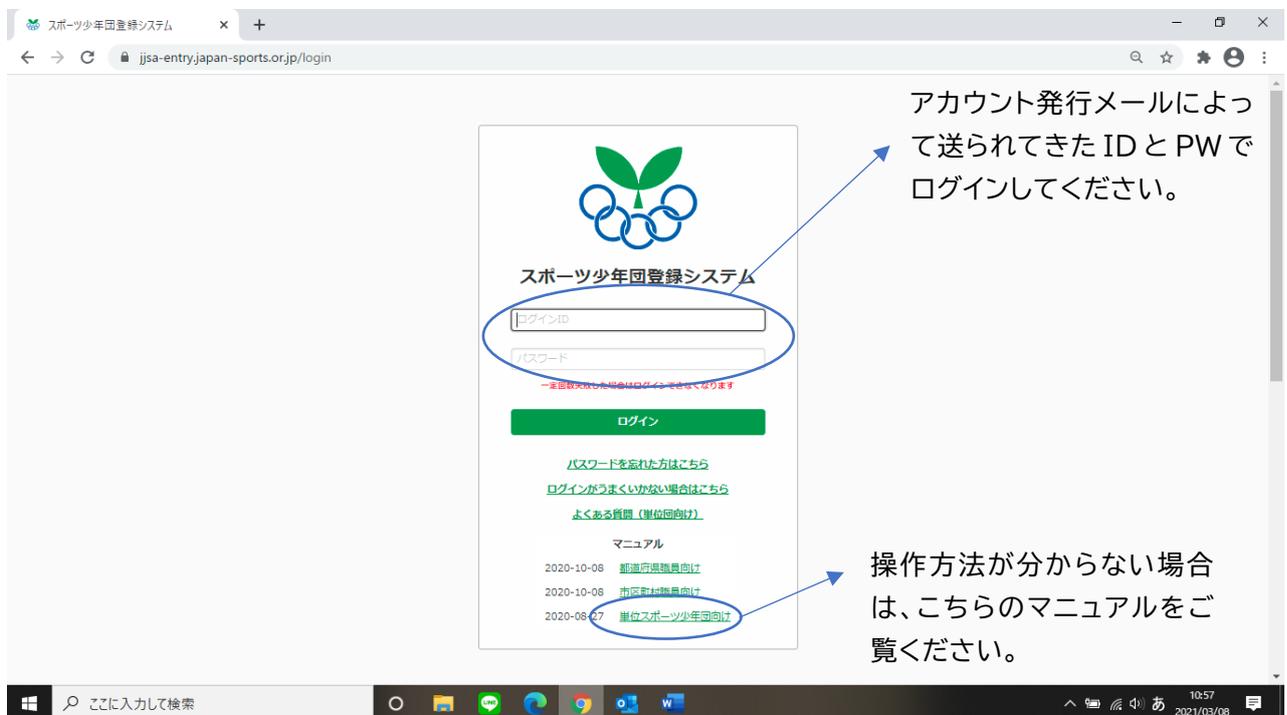
1. 原則として7月31日(日)までに団登録をして下さい。

団員、指導者等追加登録については、8月19日(金)まで(県への手続締切が8/31のため)受付をします。この期日までに支払いを済ませ、登録を完了できるようにしてください。以後は受付できませんので、上記期日に十分注意してください。

また、各団が参加する大会(特に県の大会)前までには、大会に参加する団員の登録は必ず済ませてください。

2. 登録手続きについて

昨年度(令和3年度)と同様、登録システムでの手続きとなっています。



The screenshot shows a web browser window displaying the login page for the 'Sports Youth Registration System'. The page title is 'スポーツ少年団登録システム' and the URL is 'jjsa-entry.japan-sports.or.jp/login'. The login form includes fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password), a 'ログイン' (Login) button, and links for 'パスワードを忘れた方はこちら' (Forgot password), 'ログインがうまくいかない場合はこちら' (Login not working), and 'よくある質問 (単位団向け)' (FAQ). A 'マニュアル' (Manual) section lists documents for '郵便寄贈会員向け' (2020-10-08), '市区町村職員向け' (2020-10-08), and '単位スポーツ少年団向け' (2020-08-27). Annotations with blue arrows point to the ID and password fields, stating 'アカウント発行メールによって送られてきたIDとPWでログインしてください。' (Please log in with the ID and PW sent in the account issuance email.), and to the manual link, stating '操作方法が分からない場合は、こちらのマニュアルをご覧ください。' (If you don't know the operation method, please see this manual.).

3. 登録料(昨年度からの変更はありません)

団員1人 900円(内訳:市協 200円・県本部 400円・日本本部 300円)

指導者・役員・スタッフ 1人 1,500円(内訳:市本部 300円・県本部 500円・日本本部 700円)

4. 登録料支払方法

以下の3つの方法となります。

- ① クレジットカード決済
- ② コンビニエンスストア決済
- ③ 銀行振込

5. 登録要件

(1) 団員

- 登録する年の4月1日現在満3歳以上

(2) 指導者

- 登録する年の4月1日現在満18歳以上
- (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等を保有している者(※)

※次の資格保有者を含む

- ・公益財団法人日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチライセンス以上の資格保持者
- ・公益財団法人日本バスケットボール協会(JBA)公認C級コーチライセンス以上の資格保持者

(3) 役員・スタッフ

- 単位団の運営や地域との連携を図る者(単位団のとりまとめ等が主な活動の場合「役員」、育成母集団など単位団の運営やサポートが主な場合は「スタッフ」と想定)

(4) 単位団

- 原則として団員10名以上と指導者が2名以上必要
- 指導者、役員およびスタッフのうち、20歳以上の方が2名以上必要
- 指導者のうち、「スポーツ少年団の理念を学んだ者」が2名以上必要
- 指導者・役員・スタッフのうち1名を代表者とします。代表者は他の団の代表者を兼ねることはできません。

6. 登録は年度ごとに登録申請が必要です。

7. 個人情報の取り扱いについて

登録システムに入力された情報は、「スポーツ少年団登録者個人情報取り扱いについて」に基づき利用されます。

8. 団員および指導者等は、スポーツ安全協会傷害保険に加入することを原則とします。

公益財団法人スポーツ安全協会石川県支部(石川県体育協会内)

〒920-0355 金沢市稚日野町北222番地 Tel.076-268-3100

- ・ インターネットからの加入受付も行っています。

9. 登録認定

登録申請が受理・認定されると、以下の登録認定資料を交付します。

①団認定リボン ②指導者章(ワッペン) ③団員章(ワッペン) ④役員・スタッフ登録証(カード)

なお、スポーツ少年団のシンボルであるスポーツ少年団旗(単位団旗)は、全ての単位団が保有しなくてはなりません。保持していない団については、市少年団本部へ購入申込をしてください。